豊中市道路位置指定基準

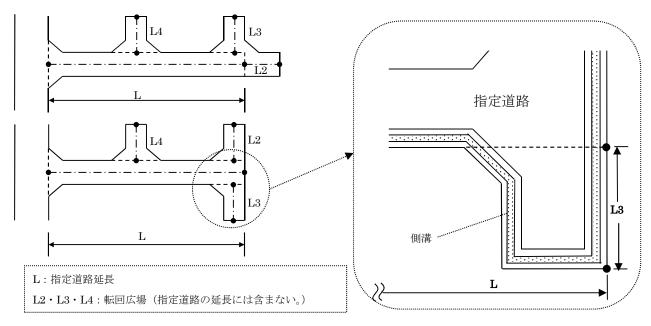
豐中市道路位置指定基準

(目的)

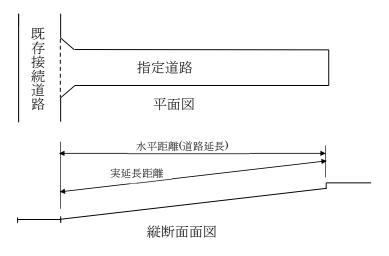
第1 この基準は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という)第42条第 1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に関して、その具体的な基準を定めるこ とにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(指定道路の延長)

第2 法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)の延長は、道路の中心線で測るものとする。



2 道路に勾配がある場合の指定道路の延長は、水平距離とする。

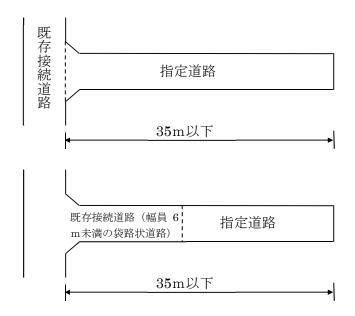


(指定道路の接続)

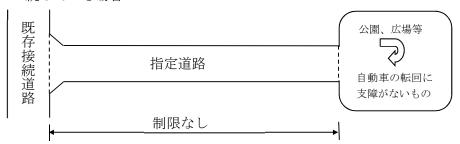
第3 指定道路は、その両端を他の道路(法第42条に規定する道路をいう。以下この基準において同じ。)に接続しなければならないものとする。

(袋路状道路)

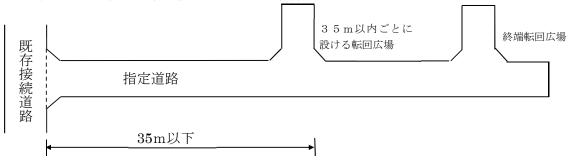
- **第4** 指定道路が次の各号のいずれかに該当する場合は第3の規定にかかわらず、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この基準において同じ。)とすることができる。
 - (1) 延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。(3)において同じ。)が35メートル以下の場合



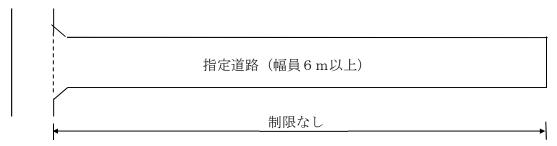
(2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合



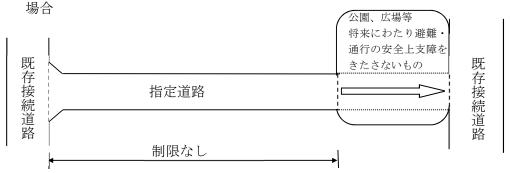
(3) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに第7に示す自動車の転回広場が設けられている場合



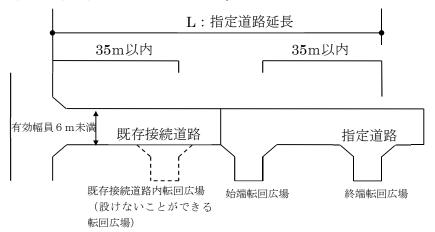
(4) 幅員が6メートル以上の場合



(5) 終端が公園、広場その他これらに類するもので将来にわたり避難及び通行の安全上支障をきたすおそれのないもの(自動車の通り抜けが可能なものに限る。)に接続する



- (6) その他前各号に準じる場合で、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 2 前項第3号の規定に関わらず、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。)第144条の4第1号ホの規定により、指定道路に接続する既存の道路(以下「既存接続道路」という。)が有効幅員6メートル未満の袋路状道路の場合で、指定道路の始端に転回広場を設けた場合には、当該既存接続道路内の転回広場は設けないことができる。この場合において、始端の転回広場から区間35メートル以内ごと及び終端に第7に示す自動車の転回広場を設けなければならない。

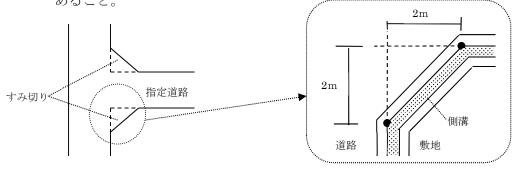


(将来宅地化される土地への接続)

第5 終端が田、畑、原野その他これらに類するもので将来宅地化される可能性をもつ土地に接続できる指定道路にあっては、当該土地との境界まで当該道路を延長するよう努めること。

(指定道路の配置及びすみ切り)

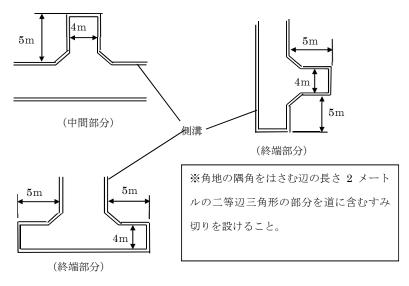
- **第6** 指定道路は他の道路と可能な限り直角に交差させるよう努め、その機能が有効に発揮されるよう設計されていなければならない。
 - 2 指定道路には次に掲げるところによりすみ切りを設けること。
 - (1) 指定道路が他の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。



3 前項の規定にかかわらず、市長が、周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、同項に規定する基準によらないことができる。

(転回広場)

第7 自動車の転回広場は、下図に掲げる形態を原則とする。



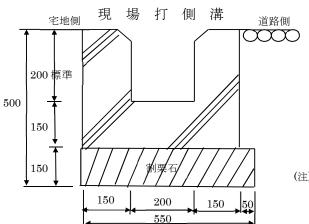
(指定道路の構造)

- **第8** 指定道路の縦断勾配は、12パーセント以下でなければならない。
 - 2 前項の場合において、縦断勾配が9パーセントをこえる指定道路は、すべり止めの処置をしたコンクリート舗装又はアスファルト舗装としなければならないものとする。

- 3 指定道路は充分締固めし、砂利敷その他ぬかるみとなるおそれのないものとする等、安全で、かつ、円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていなければならないものとする。
- 4 指定道路は、階段状でないものであること。ただし、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書きの規定によりやむを得ず階段状道路とする場合は、次の各号を満たす 構造としなければならないものとする。
 - (1) 階段および踊場の幅は、道路の幅員と同一とすること。
 - (2) けあげの寸法は、15センチメートル以下、踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。
 - (3) 高さ4メートルを超えるものにあっては、高さ4メートル以内ごとに踏面の寸法が 1.2メートル以上の踊り場を設けること。

(側溝の構造)

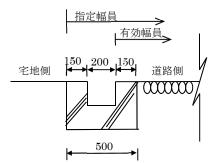
第9 指定道路は、当該指定道路及びこれに接する敷地の排水に必要な次図の側溝を設けなければならないものとする。ただし、丘陵地等、道路勾配の著しく大きい場合又は側溝が排水路をかねる場合においては、諸事情を勘案して適当な構造とすることができる。



(注)面とりは2センチメートル角にすること。

(指定道路の幅員)

第10 指定道路の幅員は、次図によるものとし、有効幅員の最小は4メートルを確保すること。



(指定道路の附属物等)

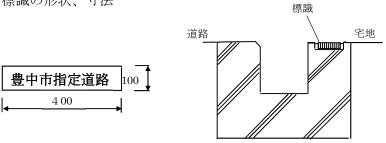
第11 指定道路には通行の安全を確保するために必要と認められるときは、防護柵を設置する等適切な措置を講じなければならないものとする。

(排水施設の末端)

第12 側溝及び下水管等の排水施設については、周辺の状況より判断して周辺に溢水のおこらない措置を講じなければならないものとする。

(標識の設置)

- 第13 豊中市建築基準法施行条例 (平成16年豊中市条例第9号) 第62条に定める標識 は次図に示すものとし、指定道路の起終点及び適当な位置に設置するものとする。
 - (1) 標識の形状、寸法



(2) 標識の設置位置

